

会 議 録

名 称	令和５年度第１回目黒区男女平等・共同参画審議会
日 時	令和５年６月８日（木） 午後６時３０分～午後８時
会 場	オンライン開催（目黒区総合庁舎１階Ｅ会議室）
出 席 者	（委員）神尾、小出、小林、田中、薬師、板井、久保、齊藤、村田、池田、川越、平林、干場 （区側）区長、総務部長、人権政策課長、事務局
傍 聴 者	１人
配布資料	・ 次第 ・ 目黒区男女平等・共同参画審議会委員名簿（令和５年５月１５日現在） ・ 目黒区男女平等・共同参画審議会運営要綱 ・ 令和５年度 目黒区男女平等・共同参画審議会 予定表（案） ・ 計画の進捗状況評価方法（令和４年度～令和８年度推進計画） ・ 目黒区男女平等・共同参画センター事業記録（令和４年度版） ・ 目黒区男女平等・共同参画オンブーズ年次報告（令和４年度） ・ であいきらり第７４号
会議次第	１ 開会 ２ 区長挨拶 ３ 新委員及び新任職員の紹介 ４ 諮問 ５ 審議会運営について ６ 情報連絡会（審議会・オンブーズ・区の情報交換） ７ その他 ８ 閉会
会議の結果及び主要な発言	１ 開会 ・ 定足数、傍聴者の確認 ・ 資料確認 ２ 区長挨拶 ３ 新委員及び新任職員の紹介 （１）新委員の紹介 新委員が自己紹介した。 （２）新任職員の紹介 人権政策課長が区の新任職員を紹介した。 ４ 諮問 諮問「目黒区男女平等・共同参画及び性の多様性の尊重を推進する計画の進

捗状況の評価について」を区長が諮問した。

5 審議会運営について

(1) 所掌事項等について

審議会の所掌事項等について、条例及び要綱を基に人権政策課長が説明した。

(2) 今年度の予定について

人権政策課長が次の内容を説明した。

- ・今年度は本日の諮問に基づき審議会で令和4年度分の事業評価を行っていただくこと。

(3) 小委員会の設置について

会長が小委員会の設置と、小委員会で答申書案を作成した後、審議会で答申内容を検討すること、小委員会に関する次の事項について併せて提案した。

小委員会の名称：事業評価小委員会

付託事項：推進計画の進捗状況の評価

付託期間：令和5年9月末日まで

また、事業評価小委員会の委員として、会長が神尾委員、小出委員、久保委員、平林委員を指名した。

6 情報連絡会（審議会・オンブズ・区の情報交換）

(1) 令和4年度 男女平等・共同参画審議会年次報告（審議会）

- ・令和4年度は令和3年度の事業実績評価と、前計画期間の最終年度として計画期間中の総合評価を行った。
- ・「計画に基づく事業実施→事業評価・提言→評価報告・公表→事業改善」というPDCAの仕組みは確立されている。
- ・区の管理職の女性割合や保育所入所待機児童ゼロなど、目標を達成した取組があった一方で、女性委員がゼロの付属機関をなくす目標については一度も達成することができなかった。
- ・大項目の評価は計画期間中に変化がなかった。

(2) 令和4年度 男女平等・共同参画オンブズ年次報告（オンブズ）

- ・令和4年度は相談及び申出のいずれもなかった。
- ・問い合わせは1件あったが、オンブズの紹介には至らなかったとのことである。
- ・男女平等・共同参画及び性の多様性を尊重する社会づくりを推進する取組として男女平等・共同参画オンブズの認知度を高め、活用されることを期待したい。

(3) 令和4年度の男女平等・共同参画関連施策の取組状況等（人権政策課）

- ・令和4年度は新たな計画がスタートした。
- ・審議会から前期計画の総合評価や提言をいただいた。
- ・今年度から開始する現行計画の進捗状況の評価方法について検討した。

	・区民意識調査は従来紙調査票で実施していたが、令和５年度からオンラインのみに切り替え、毎年度実施していくことを決定した。 ・男女平等・共同参画センターでは単発講座１１講座と連続講座２講座を実施した。 ・男女平等フォーラムではジェンダーや性の多様性をテーマにした絵本を展示して紹介や子どもへの読み聞かせを行ったり、人権週間記念トークセッションの動画を視聴後、出演者と語り合うなどのイベントを開催した。 ・区内の中小企業等がワーク・ライフ・バランス推進のための研修会を実施する際の講師謝礼を助成する事業を令和４年７月に開始した。 ・令和５年度は男性向けの家事育児支援関連の講座に注力する。 ・令和５年度は男女平等・共同参画センターの区民センターへの移転について、今年度は基本計画の素案について意見募集が行われる予定である。 ・令和５年度は東京都パートナーシップ宣誓制度を活用した区の取組を進めていく。 (４) 意見交換 (委員) 区民意識調査をオンラインのみで実施したということだが、回答率ほどの程度か。 (区側) 約２７％程度である。 (委員) 新たな区民センターについてのパブリックコメント結果は公表されているのか。 (区側) ６月中旬以降に素案と併せて公表される見込みである。 (委員) 最終的な計画策定の時期はいつになるのか。 (区側) 具体的な時期は分からないが、計画策定は今年度中とされている。 (委員) 東京都のパートナーシップ宣誓制度を活用して取組を進めるとのことだが、条例の改正を伴わずに対応できそうなものはあるのか。 (区側) 公営住宅については条例を改正せずに昨年度から同性パートナーの方も含めて入居できるような取扱いに変更している。今回、都の制度活用を明確にしたため、公営住宅に関する条例の一部を規定整備する必要がある。条例改正しなくても対応できるものがあるかどうかについては、現在区の各課に対して確認しているところである。 (委員) オンブーズについて、昨年度も相談等がない状況だったが、今後の運営はどのように考えているのか。 (区側) ホームページのオンブーズ紹介ページは、どのようなときに活用すべきなのかが分かりにくいとのご指摘を受けて更新した経緯がある。今後も適宜見直していきたい。昨年度はワーク・ライフ・バランス推進講座で津野委員にもご協力いただいたように、オンブーズの委員についても区民の皆様にご知っていただく取組を進めていきたい。 (委員) オンブーズへの相談が少ない背景として、他の相談機関が充実しているのか、オンブーズが取り扱うような苦情案件自体が減少しているのかは分からない。皆さんはどのように考えているか。 (委員) 「オンブーズ」の名称と制度の内容が結び付かないことが、認知度が
--	--

	上がらない一因なのではないか。例えばゆるキャラを作るなどしてうまく宣伝していくことも考えてはどうか。 (オンブーズ) これまでに、区の付属機関等の女性委員を増やすことや保育所の待機児童を減らすことについてオンブーズに申出があり、調査や意見表明を行ったことがある。そのときは、女性問題等に高い関心を持った団体や個人でオンブーズを認知している方々が、オンブーズによる調査・提言等を期待して、申出をされたという経緯があった。そのような方々からオンブーズに声を掛けていただくのも有効だと思われる。 また、オンブーズの位置付けとして、DVのような個人間の問題に行政が介入し一方を代理することについて疑義が生じることも考えられ、使いにくい面も考えられるが、ハラスメントでは、誰がハラスメントを受けたかを申し出なくても、その企業に対し、ハラスメント相談窓口が不十分であることやハラスメント研修の実施などについて指摘することもできる。ハラスメントの発生が人材の流出や損害賠償につながり、SNSにより企業等の評価を下げる恐れもあることなどを、企業等のトップに伝えることも可能である。労基署よりも権限がない分、柔軟に対応できる部分もあると思われるため、それなりに活用いただけるのではないかな。 (委員) 中学校や高校の全校生徒に対し、チラシ配布などでオンブーズを分かりやすく案内することで、大人になって周囲の困っている人にオンブーズという制度を教えることができる可能性がある。 (区側) 今後検討してみたい。 (委員) 子ども達への周知について、PTAとしてはどのように考えられるか。 (委員) PTAは全生徒の保護者が加入しているわけではないため、学校の取組として実施する方がよいと思われる。生徒の立場で考えると、何かあったときの対応として学校に相談すべき内容なのか家庭で解決すべき問題なのか、あるいはオンブーズに相談すべきなのかが明確になっていると迷わなくてよいと思う。 (委員) 性的被害を受けて学校にも親にも相談できずにいる子ども達の最後の砦になれるとよい。そのためにはチラシの配布などの取組があってもよいと思う。 (委員) 保護者やPTAが性教育の場を作ることは容易ではなく、学校での取組があれば保護者も参加しやすいといった状況である。PTAとして学校を通じて保護者にそうしたイベントを提供できるようにすることはやるべきことのひとつであると思う。 (委員) オンブーズの年次報告を見ても事例が記載されておらず、どのようときに相談できるのかが分からない。条例の抜粋が記載されているが、抽象的である。例えば、3年という期限を設けて思い切った工夫をし、だめならやめるというような取組をしてもよいのではないかな。 (委員) 確かに年次報告書に掲載されている条例の条文を読んでも、オンブー
--	---

	ずに相談しようということにはならないかもしれない。 (区側) 年次報告の記載については検討したい。ホームページでは一定の具体性のある事例を掲載している。 (委員) 他の区や市などの成功事例を取り入れるなど、周りを見てみるのも一つの方法かもしれない。 (委員) 苦情処理機関を設けている区はいくつぐらいあるだろうか。 (委員) 以前にオンブーズを区報で取り上げたことがあったが、今後も定期的に取り上げ、その中で具体的な事例を紹介するなど、オンブーズを分かりやすい言葉で伝えていくことも必要だと思う。 (区側) オンブーズについて年間に何度も区報掲載するのは難しい状況である。総合オンブーズという形で子どもの権利擁護や男女平等・共同参画を含めて複数の要素の相談をまとめて受け付ける制度を持っている自治体もある。 (委員) 苦情処理制度を設けている区には世田谷区や豊島区などがあると思うが、どこも0件や1件程度の状況であり、目黒区が突出して相談がないわけではない。件数がないから制度をなくしてよいという話ではなく、区や学校でハラスメント等があった際に直接申し立てを受ける機関があることがコンプライアンス上重要である。周知については、オンブーズと併せて他の様々な相談窓口もあることを一斉に知らせていくことが望ましい。 先程、パートナーシップ制度についての話があったが、福岡県や三重県、世田谷区などでは行政サービスで同性パートナーも利用できる事業の一覧をホームページに掲載している。そのように一覧化すると必要な情報を見付けやすい。 (区側) パートナーシップ制度が活用できる事業等の一覧は、そのように周知したいと考えている。取扱い等が決まった事業から順次準備を進めていく。 (委員) オンブーズについて、オンブーズ以外の区の相談事業ではそれなりに相談件数はある。ホームページなどで「男女平等・共同参画オンブーズ」と紹介されているのが気軽に相談しにくい印象を与えているように見える。 (区側) 先程の話に出たオンブーズと同様の苦情処理機関は令和4年度の調査結果で15区が設けている状況である。 (オンブーズ) 周知が足りない点は実感している。学校へのアウトリーチというご意見はとても大切であると感じた。去年は目黒区の講座でファシリテーターを務めたが、講座参加者から他の方にも伝えていただけることもあるのでそのような機会を活用したい。「男女平等・共同参画オンブーズ」という名称はやや限定的な印象を受ける。マイノリティやあらゆるジェンダーに関する悩みを取り扱うことが分かりにくいかもしれない。こちらは区の意向などもあると思うので、名称のことも周知方法と併せて検討していただけるとよい。
--	--

	(委員) 相談機関はたくさんあるが、目黒区のオンブーズの強みは区の施策に反映できるかもしれない点や企業側に働きかけられるかもしれない点だと考える。そうした点を強調して活動した方がよいのではないかと。例えば、子どもの悩み相談については文科省が充実したウェブサイトを作っており、電話やSNSなどの多くの相談手段があり、子どもにとってはそちらの方が相談しやすいのではないかと感じる。オンブーズの強みを生かすとすれば苦情処理という点に特化した方がよいのではないかと。 (委員) であいきらり第74号について、ホームページでも見ることができるのか。 (区側) ホームページに掲載している。見付けやすくなるよう工夫を検討したい。 (委員) 相談機関や男女平等・共同参画センターがオンブーズの周知にどのぐらい連携できているのかという点が気になった。この際、センターで実施する全ての講座で一言でもオンブーズについて紹介するなど、積極的な周知をしてもよいのではないかと。 (区側) どのような連携によって周知が図れるか、検討したい。 7 その他 ○第2回審議会の開催予定 令和5年8月下旬頃（開催日時は別途日程調整） 8 閉会 以 上
--	--